

**高知市外部人材活用促進事業委託業務
公募型プロポーザル募集要領**

【用語定義】

本要領での外部人材とは、副業・兼業として、市内事業者の新事業の立ち上げや新商品の開発、生産性の向上、その他事業者が持つ課題の解決等が可能な専門的スキルや経験を持つプロフェッショナル人材を指すものとする。

1 業務概要

(1) 業務名

高知市外部人材活用促進事業委託業務

(2) 目的

企業をとりまく環境変化が加速化する中、企業の抱える経営課題も絶えず変化している。こうした、環境変化に対応しながら持続的な成長を続けていくためには、従来の慣習にとらわれることなく、新たな視点や手法を取り入れていくことが必要となってくる。

本事業は、人手不足や事業の効率化などの市内事業者の抱えるさまざまな経営課題を解決する一助として、経営課題の解決に最適な方法をサポートする外部人材を活用し、事業者と外部人材のマッチングや事業フォローなどの伴走支援を行うことで、市内中小企業者におけるイノベーションを促進し、企業の持続的成長を支援していくことを目的とする。

また、本業務を3か年の長期契約とすることで、事業の実施体制を安定的に確保し、年度ごとの事業運営を通じて支援事業の蓄積や事業内容の改善を図ることが可能となる。これにより、外部人材活用の取組を着実に市内事業者へ広げ、経営課題の解決につなげていく。

(3) 業務内容

別添、高知市外部人材活用促進事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約締結時における仕様書は、受託者の企画提案内容により変更する場合がある。

(4) 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日（土）まで

(5) 提案限度額

16,742千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 全体スケジュール（予定）

公告	令和8年4月30日（木）
質疑書の提出期限	令和8年5月11日（月）正午
質疑に対する回答	令和8年5月13日（水）
参加意向申出書の提出期限	令和8年5月18日（月）正午
参加資格確認結果の通知	令和8年5月25日（月）
企画提案書の提出期限	令和8年6月5日（金）正午
プロポーザル選定委員会の審査 （プレゼンテーション）	令和8年6月12日（金）

審査結果の通知	令和8年6月17日（水）
契約の締結	令和8年7月上旬

3 質疑と回答

(1) 提出方法

当募集に関し疑義等がある場合は別紙「質疑書」（様式第1号）をFAXもしくは電子メールにより提出すること。いずれの提出方法においても、電話により到達を確認すること。

(2) 提出期限

令和8年5月11日（月）正午

(3) 提出先

高知市商工振興部産業政策課 担当者：岩井・隅田

住所：〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1番45号 高知市役所第二庁舎2階

電話：088-823-9456 FAX：088-823-9492 Eメール：kc-151701@city.kochi.lg.jp

(4) 回答

令和8年5月13日（水）までに高知市商工振興部産業政策課ホームページに掲載する。

4 審査

審査は公募型プロポーザル方式により、2段階（1～2次審査）で実施する。

1次審査は参加資格要件確認のための書類審査、2次審査は審査基準に基づくプレゼンテーション審査とする。

※以降は、項目5～7が1次審査、項目8～10が2次審査、項目11～12が共通の説明となるため留意すること。

【1次審査】

5 【1次審査】参加資格要件

公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者
- (2) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない若しくは本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 法人である者
- (6) 市町村税、都道府県税及び国税（法人税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分））を滞納していない者
- (7) 社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金）を滞納していない者

【その他（失格等に関する事項）】

- (8) 次のいずれかに該当することが明らかになったときは、失格とする。
 - ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - ・提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ・提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
 - ・選定委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。
- (9) 契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
 - ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - ・本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。

6 【1次審査】参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

申請に際し、次に掲げる書類を提出すること。

①	参加意向申出書（様式第2号）
②	資格要件確認書（様式第3号）
③	登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項全部証明書等）
④	委任状（様式第4号）（原本）※契約等について委任関係がなければ提出不要
⑤	市町村税に係る納税証明書 ※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書 ※所在地が東京23区の場合は提出不要
⑥	都道府県税に係る納税証明書 ※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書
⑦	国税に係る納税証明書（未納税額のない証明書） ※法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分） 【納税証明書の種類：その3】…その他欄に「源泉所得税及び復興特別所得税」と記載し請求。 ※納税証明書の種類「その3の2」や「その3の3」では、源泉所得税に未納がないことが記載されないので注意すること。
⑧	社会保険料納入確認（申請）書（様式第5号）※直近2年間に未納がないことの証明書
⑨	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第6号）（原本）

【注意事項】

- 官公署等の証明書類は、申請書提出日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。
- 本市の令和6・7年度物件等競争入札参加資格を有している提案者は、③～⑨の提出は不要とする。

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は郵送（郵送物の追跡が可能である方法に限る）によること。

※郵送の場合（令和8年5月18日（月）正午必着）は、提出後、電話にて提出した旨の報告を行うこと。

(3) 提出期限

令和8年5月18日（月）正午（必着）

(4) 提出先

高知市商工振興部産業政策課 担当者：岩井・隅田
〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1番45号 第二庁舎2階
電話：088-823-9456 FAX：088-823-9492 Eメール：kc-151701@city.kochi.lg.jp

7 【1次審査】結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書（様式第7号）により通知する。なお、資格審査により失格となった者は、通知日の翌日から起算して7日以内に、書面にてその理由について説明を求められることができる。

【2次審査】

8 【2次審査】企画提案書等の作成及び提出

プロポーザル審査にあたり以下の書類を提出すること。また、プロポーザル審査を円滑に実施する観点から、各審査員があらかじめ提出書類を前見するため(プロポーザル審査日より)事前の提出を要するものとする。

(1)-1 必要提出書類

	No.	内容	様式	制限枚数	備考
企画提案書	1	会社概要及び事業の実施体制	任意	2枚(ページ)以内	○A4縦で統一し、全てをまとめて企画提案書とすること。 ○ページ数を記載すること。 ○企画提案は審査基準における5～8の審査項目に沿って作成することし、どの事項に対する説明であるか、題名をつける等、明示すること。 ○主要な文字の大きさ(ポイント数)は10.5ポイント以上とすること。
	2	事業(類似事業可)に関する実績		2枚(ページ)以内	
	3	見積書		1枚(ページ)以内	
	4	事業スケジュール		1枚(ページ)以内	
	5	企画提案		10枚(ページ)以内	

※企画提案書はプレゼンテーションを行う際の資料として使用するものである。

※企画提案書は1者1提案とする。

※提出期限後の差替え、追加、削除等は一切認めない。

※見積書は、任意の様式とするが、審査基準に規定する審査項目5から8までの区分ごとの経費の内訳及び伴走支援に係る1社あたりの単価が分かるよう記載すること。また、税抜価格と税込価格を明瞭にすること。

(1)-2 情報非公開希望申立書(様式第8号)を提出すること。

(非公開希望がない場合でも必ず提出すること。)

(2) 提出方法

提出媒体は電子メールで提出すること。

なお、提出後、速やかに電話にて提出した旨の報告を行うこと。

(3) 提出期限

令和8年6月5日(金)正午まで

(4) 提出先

高知市商工振興部産業政策課 担当者:岩井・隅田

〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1番45号 第二庁舎2階

電話:088-823-9456 FAX:088-823-9492 Eメール:kc-151701@city.kochi.lg.jp

9 【2次審査】審査及び評価基準

(1) 審査方法

2次審査は、企画提案書に基づくプレゼンテーション審査にて行い、プレゼンテーション審査はオンライン(Zoom)にて実施する。なお、プレゼンテーションの説明は20分以内、質疑は20分程度とする。また、提案参加者は最大で3名までとする。

※実施日は令和8年6月12日(金)を予定。時間やURL等については別途通知する。

(2) 審査基準

2次審査の審査基準は、別添「高知市外部人材活用促進事業委託業務公募型プロポーザル審

査要領別紙審査基準」のとおりとする。

(3) 受託候補者の選定

審査の結果に基づき、企画提案者の中から、総合評価点が最高位の事業者を受託候補者に選定する。ただし、最低基準点（出席委員（委員長及び副委員長含む。）が満点をつけた場合の総数の6割をいう。以下同じ）以上の者を選定の対象とし、最低基準点以上の者がいなければ、受託候補者を選定しない。総合評価点が候補者の次に高く、かつ本業務を遂行する能力を有する者を次点者として選定する（次点者についても、候補者と同様に最低基準点以上の者だけを対象とする。）。

また、審査は1者のみでも実施するが、最低基準点以上でなければ受託候補者を選定しない。受託候補者選定後、本市が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。受託候補者との協議が整わない場合は、次点者と契約締結の交渉を行う。

(4) 選定委員構成

委員長1人、副委員長1人、委員3人 合計5人

(5) 審査結果通知

2次審査結果は、企画提案書の提出者全員に書面で通知する。

10 【2次審査】結果の公表

審査結果の通知時に、候補者の名称及び所在地、総得点並びにその他の参加者（「A社」「B社」等と記載）の総得点を高知市産業政策課のホームページで公表する。契約締結後に、契約相手方の名称及び所在地、契約締結日並びに契約期間並びに契約金額を高知市産業政策課のホームページで公表する。

【共通】

11 その他留意事項

- (1) 提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案資格を有することについての資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された提案書は無効とする。
 - ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ウ 提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
 - エ 選定委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。
- (3) 提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しない。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (5) 提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号、以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足る合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類（様式第8号）を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。

- (7) 参加を辞退するときは、必ず参加辞退届（様式第9号）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利になることはない。
- (8) 選定結果等についての不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。

12 担当部署（問い合わせ先）

担当：高知市商工振興部産業政策課 岩井・隅田

住所：〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1番45号 高知市役所第二庁舎2階

電話：088-823-9456 FAX：088-823-9492 Eメール：kc-151701@city.kochi.lg.jp